琉球大学学術リポジトリ

アジア型まちづくりの仕組みと継承に関する国際比較研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 池田孝之 公開日: 2009-08-20 キーワード (Ja): 都市・市街地形成, 東南アジア諸国の都市, 都市・建築法制, アジア型まちづくり キーワード (En): City of Southeast Asia, City and Regional Law, Urbanization, City Planning in Asia 作成者: 池田, 孝之, 松本, 京子, 崎山, 正美, 平良, 博紀, Ikeda, Takayuki, Matsumoto, Kyoko, Sakiyama, Masami, Taira, Hironori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/11987

3．クアラルンプールの都市づくり計画と管理

クアラルンプールは連邦政府直轄地で、面積94平方マイル、人口987,240人(1980年現在)である。人口は、1990年に1,550,000人、2000年までに2,200,000人となると予測されている。1984年６月に立法化されたクアラルンプール基本計画によれば、今後、クアラルンプールでおこる発展の大半は市の外周部に位置する４か所の成長拠点に集中されることになっている。

この連邦政府直轄地には、1980年現在で188,000戸の住宅があるが、そのうち75,764戸は仮設あるいはそれに準じるものと考えられている。こうした住戸のうち54%、すなわち41,000戸ほどが、スクォッター住宅(戸当世帯数約1.1) であると見積られている。

計画作業のために設定されたクアラルンプール市の中心に位置するのが都心部であるが、ここでは過密問題が、スクォッター以上に特徴的である。したがって、クアラルンプールにおけるスクォッターの問題は、大都市圏としての大きな問題である。また、本論文では、インナー・シティ地区を、大都市圏から４つの主要な密集市街地を除いた部分と考える。

クアラルンプールの人口は、1947年から1980年までを通算すると、年率13.9%で増加した。これは、マレーシアの工業、商業、金融の中心として特段に生長を遂げているケラン流域の中心地としての立地的条件があるためである。都市・農村混在地域からクアラルンプールへの人口流入は、将来は、より緩かなものとなると期待されているが、過去の激しい人口流入と、充分で低廉な価格の住宅を大多数の者に提供する能力の欠如とによりスクォッターの問題が出ているわけである。1980年時点で、市の人口の24.6%、労働人口の15%がスクォッター居住者であると推計されている。スクォッターは、連邦政府直轄地の177か所、面積にして7.3%(1771ha／434エーカー)の土地を占拠している。このうち95%は政府所有地である。スクォッター地区の密度の中間値をとると、22.5戸／ha(9.1戸／エーカー)である。スクォッター住宅は大半が持家(76%)であり、借家人は19%、間借人は５%となっている。

構造的には、スクォッターは、その半数以上が20歳以下で、男性中心である。ほとんどの場合、雇用は、サービス部門の、未熟練あるいは熟練度の低いものである。経済的には、スクォッターの44%程度が貧困レベル以下で、雇用場所近辺に住んでいる。

スクォッター地区における人々の社会的なきずなは強く、集団としてまとまることにより強制退去の脅威に対抗している。また、地域として生きのびるために、コミュニティ組織を形成し、これを効率的に運営しており、こうした組織が影響力ある政治団体となっている。コミュニティの外では、都市にとって非常に重要な経済機能を果している。スクォッターが自分のコミュニティにする投資は、1980年で、R$67,000,000

となり、社会資本として大変な量となっている。都市が生産する商品やサービスの市場としても少なからぬ比重をしめている。

スクォッターに対する政府の政策は変化している。法律違反者であり、住宅を政府基準以下とする違法者であるという見方から、スクォッターの人種的・人口学的構成の面で進行する変化と新マレーシア経済政策とが支持するように、「柔軟な寛容」へと変わってきているのである。

スクォッター対策の計画・管理にあたっては、個々の世帯とコミュニティという２つのレベルで問題に対応する必要がある。世帯レベルで可能な戦略は、1)禁止、2)無視、および 3)是認である。コミュニティのレベルでは、９つの戦略が検討されねばならない。すなわち、1)合法化、2)アップグレーディング、3)インプルーブメント、4)サイト・アンド・サービス、5)放置、6)トランスファーランス、7)移転、8)強制退去、および 9)処罰である。